

# ～ガソリンや灯油、軽油の取扱いに注意しましょう。～

ガソリンや灯油、軽油は、私たちの生活にとってなくてはならない身近なものですが、ガソリンや灯油、軽油は、消防法上の「危険物」に該当し、文字通り危険な物質として、その貯蔵や取扱いの方法について様々な規制がなされています。

普段何気なく取扱っているこれらの危険物も、貯蔵や取扱いの方法を一步誤れば、火災や爆発などの甚大な被害を及ぼす可能性があります。

これらの危険物を運んだり貯蔵したりする場合には、性能試験に合格した容器に入れて、運んだり貯蔵するように消防法で決められています。

性能試験に合格したものには次のような表示がされています。



金属製容器



基準適合性表示



灯油用ポリエチレン缶



基準適合性表示

なお、灯油用ポリエチレン缶にガソリンや軽油を、また、軽油用ポリエチレン缶にガソリンや灯油を入れると、変質、変形の原因となり、漏れたり火災の原因となりますので、入れることはできません。

## Q&A

ガソリンや軽油、灯油を運んだり、貯蔵する方法をQ&A方式で説明します。

Q： 灯油用ポリエチレン缶に、ガソリンや軽油は入れられますか？

A： 入れられません。

灯油用ポリエチレン缶は、灯油専用として性能試験に合格していますので、灯油以外、つまりガソリンや軽油を入れることはできません。

Q： ガソリンや軽油は何に入れたらいいの？

A： ガソリンは、性能試験に合格した金属製容器に入れるようにしてください。

軽油は、性能試験に合格したポリエチレン製の容器または金属製容器に入れてください。

軽油用ポリエチレン缶は、軽油専用として性能試験に合格していますので、軽油以外、つまりガソリンや灯油を入れることはできません。

軽油を金属製携行缶に入れた場合、ガソリンと間違わないように「軽油」と表示してください。

Q： 混合油は何に入れたらいいの？

A： 混合油の成分はガソリンが主なので、とても揮発性が高く危険です。性能試験に合格した金属製容器に入れてください。

Q： ホームセンター等で売っている混合油を作るプラスチック製の容器で貯蔵したらいけないの？

A： この容器は、ガソリンとオイルを混ぜるためのもので、運んだり貯蔵はできません。